|  |
| --- |
| 申　　立　　て　　の　　趣　　旨（該当する□にチェックしたもの） |
| 　□（郵便物の回送嘱託）日本郵便株式会社に対し，成年被後見人の（□住所，□住民票上の住所）に宛てて差し出された成年被後見人宛ての郵便物を申立人（成年後見人）に配達すべき旨を嘱託するとの審判を求める。　□（信書便物の回送嘱託）　　　　　　　　　　　に対し，成年被後見人の（□住所，□住民票上の住所）に宛てて差し出された成年被後見人宛ての民間事業者による信書の送達に関する法律第２条第３項に規定する信書便物を申立人（成年後見人）に配達すべき旨を嘱託するとの審判を求める。 |
| 申　　立　　て　　の　　理　　由 |
| 回送嘱託の必要性は，以下の□にチェックしたとおりである。　□１　成年後見人に選任されてから１年以内における初回申立て□　成年被後見人は自宅に独居しているが，自ら郵便物等を管理することができず，かつ，後記４に具体的に述べるとおり，これを管理することができる親族から，成年後見人への郵便物等の引渡しについての協力を得られない。□　成年被後見人は施設に入所中であるが，自ら郵便物等を管理することができず，かつ，後記４に具体的に述べるとおり，これを管理することができる施設から，成年後見人への郵便物等の引渡しについての協力を得られない。□　成年被後見人は親族と同居しているが，自ら郵便物等を管理することができず，かつ，後記４に具体的に述べるとおり，これを管理することのできる同居の親族から，成年後見人への郵便物等の引渡しについての協力を得られない。□　その他（具体的事情は，後記４に具体的に述べるとおりである。）□２　成年後見人に選任されてから１年以上経過した後における初回申立て　　　　これまでの財産・収支の管理及びその把握について生じていた支障に関する具体的事情は，後記４に具体的に述べるとおりである。□３　再度の申立て　　　　前回の回送期間内に財産・収支の状況を把握できなかった具体的事情は，後記４に具体的に述べるとおりである。□４　具体的事情　 |
| 　回送嘱託を行う集配郵便局等　　別添のとおり |

 （注）　太わくの中だけ記入してください。

＜申立ての理由の記載に関する注意事項＞

○　成年後見人に選任されてから１年以内における初回申立ての場合は１の欄に，成年後見人に選任されてから１年以上経過した後の初回申立ての場合は２の欄に，再度の申立ての場合は３の欄にそれぞれチェックした上で，いずれも４の欄に具体的事情を記載してください（ただし，後見開始申立書等に具体的事情の記載がある場合は，その書面及び記載箇所を指摘して引用しても差し支えありません。）。

○　回送の嘱託は，回送元を管轄する集配郵便局等に書面を送付して行いますので，集配郵便局等の所在地及び名称を別添の書面（集配郵便局等１か所につき１用紙）に記載してください。

（ 2 / 3 ）